

## 第11回 高齢で帰国した二世たち：貧困・孤立・要介護

今回は、主に1990年代後半以降、40歳以上になるまで日本に帰国できなかった二世（以下、高齢帰国者）の特徴を述べます。

その多くは残留婦人の二世で、人数は二世全体の半数弱と推定されます。

また多くは私費帰国のため、日本語教育等の公的支援もなく、帰国直後から不安定な非正規雇用・単純労働で働いてきました。ただし帰国時、既に中高年だったので、就職できなかった人もいます。就職できても、「硫酸に触れて死にかけた」、「薬品で意識を失った」など危険な職場が多くみられます。

高齢帰国者は今、60歳代後半～70歳代で仕事の継続は困難です。

しかも帰国が特に遅れたため、年金は夫婦合わせて月3万円以下しかありません。

そこで生活保護を申請しますが、支給は容易に認められません。60歳代後半で、身体を壊しつつ働き、生活保護水準以下で生活する人もいます。月収は、夫婦二人で10～14万円と、二世の中で最も低水準です。

生活保護を受給しても、「食費にも事欠く」、「家具はすべてゴミ捨て場で捨てる」等、貧困です。支出や交際も行政に監視・指導され、「ストレスで鬱病になり、自殺を考えた」人もいます。

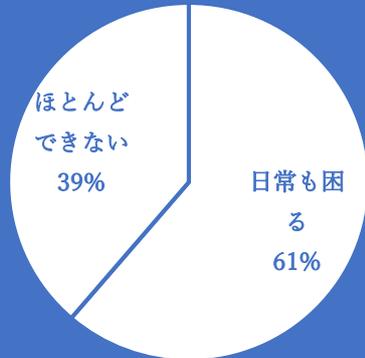
高齢帰国者とその配偶者は、多くが中国国籍ですが、生活保護を受けると中国訪問も厳しく制限されます。「妻は父親の葬儀にも行けず、精神を病むほど苦しんでいた」、「夫の弟の看病にも行けず、死に目にも会えず悔しい」との声も聞かれます。

日本語も不自由で、地域でも孤立しがちです。高齢でほぼ全員、病気を抱えていますが、「病状を医師に話せず、医師の説明もわからない」、「夫が急病で倒れた時も救急車を呼べず、本当に困った」等の声が聞かれます。中国語が通じる介護施設は決定的に不足し、孤立した中での「老老介護」が蔓延しています。

一緒に帰国した子供たち(三世)もまた、日本語の壁・不安定な就職・貧困な生活を余儀なくされています。

総じて高齢帰国者の帰国後の苦難も、かつての残留孤児とほとんど同じです。通訳など公的支援の欠如もふまえれば、一層、深刻ともいえましょう。

## 高齢帰国者・日本語会 話



## 高齢帰国者・主な収入源

